



西宮市若年者の

在宅ターミナルケア 支援事業のご案内

西宮市では、若年者のがん患者の方が、住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部を助成し、ご本人とご家族の負担を軽減します。

1 対象者 次の事項のすべてに該当する方

18歳以上
40歳未満の
西宮市民

末期がん患者
治癒を目的とした治療を行わない方で、在宅生活への支援及び介護を必要としている

他の制度において同様の支援を受けることができない

2 サービス内容

区分	サービス種類	上限額	自己負担
訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います ・身体介護 { 食事、清拭、入浴、排せつ、体位変換、移動、服薬等の介助 } ・生活援助 { 調理、洗濯、掃除、買い物、衣服の整理、ベッドメイキング等の介助 } ・訪問入浴介護 ・通院、外出介助 ・日常生活上の相談・助言	6万円 / 1か月 *訪問介護サービスは週3日まで	1割 *生活保護世帯は全額助成
福祉用具貸与	車いす(付属品含む)、ベッド一式、エアマット、体位変換器、手すりスロープ、歩行器、杖、移動用リフト、自動排泄処理装置		

*1か月6万円の在宅サービスを利用した場合、自己負担は6千円となります

*事業所の指定はございません

3 助成対象期間

事前に利用申請し、利用決定を受けた日以降に利用したサービス、物品が対象となります。

4 申請の流れ



1. 利用申請

申請書(様式第1号)と主治医意見書(様式第2号)を西宮市保健所へ郵送又はオンラインから申請することができます。 ※主治医意見書の作成料は、利用者負担になります。

2. 利用決定の通知

西宮市保健所が申請内容を審査し、決定通知書(様式第3号)を郵送します。

3. 訪問介護サービス、福祉用具貸与の利用

サービス提供事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。

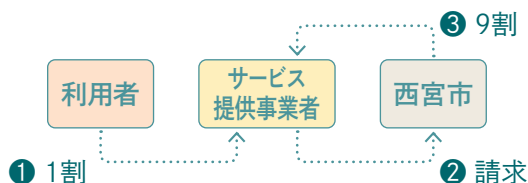
4. サービス利用料の支払い

受領委任払いと償還払いの2種類あり、利用者が選択できます。

申請書等のダウンロード、オンライン申請はこちらからできます

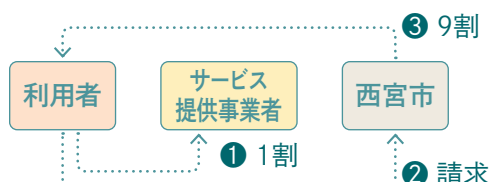
【受領委任払い】

- ① **利用者** : サービス提供事業者に自己負担額のみ支払い
- ② **サービス提供事業者** : 西宮市にサービス利用料を請求する
- ③ **西宮市** : 残りの額をサービス提供事業者に助成する



【償還払い】

- ① **利用者** : サービス提供事業者から請求された額をいったん全額支払い
- ② **利用者** : 西宮市へサービス利用料を請求する
- ③ **西宮市** : 給付分を利用者に助成する



5. サービス利用料の請求

次の書類を西宮市保健予防課へ提出(郵送)してください。

【提出書類】

- ① 西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書(様式7号)
- ② サービス利用をうけた事業所の領収書
- ③ 利用決定通知書(様式第3号)の写し
- ④ 受領委任払いの場合は委任状(様式第8号)
- ⑤ 西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施報告書(様式9号)

6. 審査、申請者への支払い

西宮市が請求内容を審査し、指定の口座に利用料を振り込みます。

7. 利用者に変更のあった時は必ず届け出てください。(様式4号)

5 がんに関する相談窓口

療養中には、病気の状態や体調に応じて、生活するうえで色々な困りごとが出てきます。通院または入院されている病院や診療所で迷わず相談してみましょう。

また、がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者さんや家族からがんの治療や療養生活全般の質問や相談に応じています。

相談は無料で、他の病院で診療を受けている方でも利用できます。

6 西宮市内でがん相談支援センターが設置されているがん診療連携拠点病院一覧

兵庫医科大学病院

西宮市武庫川町1-1

tel. 0798-45-6111

国指定

県立西宮病院

西宮市六湛寺町13-9

tel. 0798-34-5151

県指定

西宮市立中央病院

西宮市林田町8-24

tel. 0798-64-1515

県指定